

2 我孫子市小中一貫教育の基本的な考え

(1) 小中一貫教育の定義

文部科学省は、小中一貫教育について「小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」としています。また、平成28年の法整備を受け、制度面では義務教育学校や小中一貫型小・中学校（併設型・連携型）の制度化された学校での小中一貫教育と、従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育に2分化されることとなりました。

【小中一貫教育を行う公立学校の分類（制度面）】

		制度化された学校での小中一貫教育			従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育
		義務教育学校	小中一貫型小・中学校		
			併設型小・中学校	連携型小・中学校	
設置者	(同一)	同一	異なる		同一又は異なる
修業年限	9年 (前期課程6年 後期課程3年)	小学校6年・中学校3年			
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされた教育課程編成 				
特例	独自教科設定	○	○	○	×
	指導内容入替	○	○	×	×
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用			
設置・移行手続	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		なし	
注：教育課程の特例について、「独自教科設定」は一貫教育に必要な独自教科の設定を意味し、「指導内容入替」は、小・中学校段階間を超えた指導内容の入替・移行を意味する。ここでの○は設置者の判断で可能、×は設置者の判断だけでは不可能（教育課程特例校なら可能）を意味する。					

出典：「地方教育行政の多様性・専門性に関する研究 報告書3 市町村の教育施策としての小中一貫教育に関する研究」研究代表者渡邊恵子（国立教育政策研究所 教育施策・評価研究部長）2019（平成31）年3月 ※一部抜粋

(2) 我孫子市小中一貫教育の定義

我孫子市では、小中学校を貫くカリキュラムとして平成27年度「Abi☆小中一貫カリキ

ュラム」を作成、平成30年度末に各中学校区のグランドデザインが完成し、それぞれの「目指す子ども像」を設定したことから、令和元年度より「小中一貫教育」の完全実施となりました。我孫子市における小中一貫教育の定義は、次項の通りです。

〈 児童・生徒の発達の見点から 〉

現代の児童生徒の身体的、精神的な発達は時代と共に急速に変化しています。また、彼らを取り巻く社会や環境も大きく変わり、様々な問題行動も低年齢化しているのが現状です。これらを踏まえ、小学1年生からの段階を経た教育の積み重ねがとても重要であり、特に小学5年から中学1年にかけての思春期的特徴が表れる時期の接続を意識して、様々な課題の解決・改善に向け、義務教育9年間での「接続」を意識した指導を行う教育です。

〈 教師・保護者・地域の視点から 〉

義務教育9年間を連続した期間ととらえ、小・中学校の教員が、①一貫性のあるカリキュラムをもとに、系統性、継続性のある指導を行い、学力向上を図るとともに、②各中学校区の実態に応じた豊かな連携活動により、中1ギャップの解消・緩和、及び人間性や社会性を育成する教育です。

(3) 我孫子市小中一貫教育の形態

制度面においては、市内各小中学校の施設が離れていることや、これまでの実践を活かすことを踏まえ、学習指導要領の規準の中で緩やかに、様々な取組が行えるよう、従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育を推進していきます。小学校6年間、中学校3年間の体制を維持しながら、特に小5～中1の3年間の滑らかな接続を図る指導を充実します。

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
				←接続の重視→				
←初期(基礎期)→		←前期(基礎充実期)→		←中期(活用期)→		←後期(発展期)→		
小1プロブレムの解消 ※						中1ギャップの解消		
学級担任制				※一部教科担任制		教科担任制		

※一部教科担任制 : 各学校の状況に応じて実施

※ 学校の状況に応じて、小学校段階からの一部教科担任制を導入することにより、中学校生活への円滑な接続を図ります。

【用語解説】

「小1プロブレム」

小学校に入学したばかりの1年生が、落ち着いて教師の話を聞いたり、集団行動をとったりすることができず、小学校生活に馴染めずに、授業が成立しなくなる現象。(「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」文部科学省平成22年11月 より)